明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（九〇）　一
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（九一）　二
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（九二）　三
〔省　令〕
○防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令（防衛一六）　四
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（同一七）

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九〇号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　報酬月額の改定は、平成二八年四月一日に遡って行うこととした。

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九一号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（別表関係）

2　俸給月額の改定は、平成二八年四月一日に遡って行うこととした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九二号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）

2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

3　子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について、政令で定めることとした。（第一二条第一項関係）

4　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一六二・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

5　この法律は、公布の日から施行し、1及び2は、平成二八年四月一日に遡って適用することとした。ただし、3及び4は、平成二九年四月一日から施行することとした。

法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	報酬月額
最高裁判所長官	二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三〇二、〇〇〇円
判事	
一号	一、一七五、〇〇〇円
二号	一、〇三五、〇〇〇円
三号	九六五、〇〇〇円
四号	八一八、〇〇〇円
五号	七〇六、〇〇〇円
六号	六三四、〇〇〇円